

「表紙共 12枚」

令和4年5月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和4年6月9日(木曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	11 番 河津裕治
2 番 松原忠雄	12 番 川津清則
3 番 横田秀喜	13 番 財津満寿光
4 番 江藤義幸	14 番 中島浩司
6 番 綾垣和子	15 番 美野英俊
7 番 森 克男	16 番 伊藤明美
8 番 飯田 隆	17 番 原田文利
9 番 湯浅正徳	18 番 財津政美
10 番 川津美利	19 番 高瀬義徳

4 出席事務局職員

局長 武内義則 係総括 田中さおり 主査 小野芳也 主任 櫻木悠輔 主事 太郎良悠希

5 月 定 例 総 会 議 事 日 程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第6号 別段面積（1 a 等）の適用指定申請の件

第7号 6月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農地法第4条許可処分の取消について

第2号 農地法施行規則第53号第1項第14号該当による届出の件

7 その他

(1) 6月現地調査

日 時 6月23日（木）午前9時～

※ 調査委員

(2) 5月調査委員会

日 時 6月28日(火) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(3) 5月定例総会

日 時 7月8日(金) 午後2時～

会 場 7階 大会議室

(5) 行事日程

6月20日(月) 役員会

6月22日(水) 常設審議委員会(大分市)(会長)

6月24日(金) ウーマンアグリネットおおいた通常総会(別府市)(女性委員)

(6) その他 ・「5月分農業委員会活動記録簿」の提出日

・「5月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

<p>事務局長 (武内義則)</p>	<p>定刻になりましたので、会議を始めさせていただきたいと思います。本日は、14番の中島浩司委員さんより15分ほど遅れるということで連絡をいただいております。5番の左原委員さんより欠席届が出ておりますのでご報告いたします。</p> <p>総会の成立でございますが、委員総数19名中、出席委員17名で、日田市農業委員会規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立することをご報告いたします。また、会議に入ります前にお断りさせていただきますが、議事の進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名した後に、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、改めまして、こんにちは。本当に農繁期の忙しい中に出席頂きまして、誠にありがとうございます。</p> <p>5月31日から6月1日にかけて、全国農業委員会会長大会に出席いたしました。大会後に県選出の国会議員の方6名に出席いただき、県農業について懇談会をいたしました。日田市として、問題点等を話してきました。ほとんどの国会議員の方々が、今ロシアとかの件で、食料の安全保障とかいう言葉を一生懸命使っておりました。それに合わせましてですね、自給率の向上とかいうことを言っていました。その中の1人の国会議員の方が、この方は、比例九州で復活された方でございますが、私たち日田市の持っていった質問、要望について、挨拶の中で話をしておりました。それはですね、農家の所得向上のためにですね、農家に対する戸別所得補償を国会の場で提案するという言葉でございました。そういうこともあって、有意義な2日間であったと思っております。</p> <p>また、選挙が6月21日告示で参議院が始まりますが、農業委員、推進委員の方々は、特別職の地方公務員であるということでございますので、節度のある行動をお願いしたいと思います。それでは着座して、議場進行してまいりたいと思います。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。それではですね、会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。それでは、議事録署名委員です。2番松原忠雄委員、19番高瀬義徳委員のお二方をお願いしたいと思います。</p> <p>議案訂正がありましたら、事務局お願いします。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>はい。事務局からです。議案訂正が3か所ございます。全て4号議案になります。8ページの151番で、借り手さんの福岡県の○さんのご住所が、北九州市八幡西区となっておりますが、八幡東区が正しい住所となっております。2点目が、22ページになります。182番の案件でございますが、貸し手さんのご住所が大山町東大山○番地となっておりますが、○番地1です。最後に1を追加で書き加えていただきたいと思います。3点目は、お気づきの方もいるかもしれませんが、一つ前のページに戻って20ページと21ページの番号ですね。20ページが175、176になって、21が179、180となっていると思いますが、事務局の印刷の時のミスで、1ページ丸々抜けておりましたので、今日お配りしている定例総会議案(別冊)に、177、178の案件を載せております。訂正をお願いいたします。事務局からは以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それではですね、今回の調査委員は、4番江藤義幸委員、10番川津美利委員、17番原田文利委員の3名でございます。調査委員長は4番の江藤義幸委員でございます。</p>

	<p>江藤委員一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員 (江藤義幸)</p>	<p>皆さんこんにちは。今月の調査委員長を務めました江藤です。5月26日、事務局4名と調査委員3名で、計9件でした。2時半頃に終わりました。非常に忙しい時に良かったなと思っています。それでは、最後までご協議頂きたいと思います。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。1ページですね、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の件5件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい。それでは、私から農地法3条の申請分について説明いたします。今月は5件申請が出ております。議案書の1ページ目、番号27番から説明いたします。対象農地は、前津江町大野〇、面積は1,036㎡、地目は、台帳、現況ともに田となっております。譲渡人は〇さん、体調不良のため、農地を譲り渡したいということで、譲受人の〇さんが譲り受けて、農業の経営を拡大したいというものです。場所は、前津江振興局から県道西大山大野日田線を西に進んだ、この赤い丸のところになります。こちらが航空写真になります。こちらが字図になります。続いて、こちらが現況の写真となっております。</p> <p>では続きまして、番号28番に行きます。対象農地は、大字三和〇ほか4筆です。面積は5筆合わせて11,649㎡です。地目は、全筆台帳、現況ともに畑となっております。譲渡人は〇さん、管理が出来なくなったため、手放したいということで、譲受人の〇さんが、譲渡人の意向を受けて譲り受けるものです。〇さんは、現在対象農地の隣で会社を経営しており、会社経営が息子さん中心となってきたので、自分は農業をやっていくということです。〇さんは、新規農業者ですが、農地の隣が自身の会社ですので、耕作や管理は、会社の従業員も手伝っていくそうです。資機材につきましても会社にあるものを利用するそうです。こちらは、先月5月23日に農業委員会事務局で江藤委員と面談を行い確認いたしました。場所は、バイオマス資源化センターや〇の近所となっております。こちらが航空写真です。続きまして、こちらが字図になります。赤で囲んでいる5筆が対象の農地となります。続いて、こちらが現況の写真となります。〇、〇、〇の現況写真になります。続いて、こちらが〇、</p>

○の現況写真となっております。

続きまして、議案書の2ページに参ります。番号は29番です。対象農地は、天瀬町合田○、面積は804㎡です。地目は、台帳、現況ともに畑となっております。譲渡人は○さん、高齢で働けなくなり、譲り渡したいとのことで、譲受人は○さん、譲り受けて耕作を継続したいとのことです。○さんと○さんは、親子であり、同じ農業経営世帯であります。そのため、譲渡人と譲受人の農地面積が同じになっております。今回は、母親である○さんの名義の農地を、息子である○さんに贈与する形のものであります。また、○さんは福岡市に住所がございますが、現在、母親の○さんのお世話や農地の管理のため、実家に住んでいる状態です。場所は、旧丸山小学校から、北に進んで、この丸の場所になります。航空写真は、このようになっております。続きまして、字図はこのようになっております。こちらが現況写真になります。

続いて、番号30番に参ります。対象農地は、大字三和○、面積は5,306㎡です。地目は、台帳、現況ともに畑となっております。譲渡人は、○さん、体調不良のため、譲り渡したいとのことで、譲受人は、○さん、譲り受けて規模を拡大したいとのことです。場所は、三和小学校から北に行った、この赤い丸で示したところになります。こちらが航空写真になります。こちらが字図になります。こちらが現況の写真となります。

続きまして、議案書の3ページをお願いします。番号は31番です。対象農地は、天瀬町五馬市○ほか3筆です。面積は、4筆合わせまして、5,184㎡です。地目は、全筆台帳、現況ともに田となっております。譲渡人は○さん、高齢で農業をすることが困難になったため、譲受人の○さんが譲り受けて経営を拡大したいとのことです。対象農地は、譲渡人である○さんから譲受人である○さんに利用権の設定がされており、今回の3条の申請に伴い、合意解約書が提出されています。譲受人が借りていた農地を今回譲り受けるものです。議案書の農地面積ですが、譲渡人のところに括弧書きで記載していますが、所有面積となっております。この面積から貸していた51.8a譲り受ける形となります。場所は○から、やや東に行った赤の丸で囲んだ箇所になります。こちらが航空写真になります。こちらが字図となっております。こちらが現況写真です。○の現況写真となります。続きまして、こちらが○、○、○の現況写真となります。

3条の申請は、以上5件となります。ここで、現地調査にご同行頂いた江藤委員にご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

<p>調査委員 (江藤義幸)</p>	<p>はい。事務局も言われましたように、28番ですが5月23日に面談をしまして、新規就農者ということで営農計画書も出ております。写真を見た限りでは少し荒れていますが、現状より改善するのではないかと思います。ほかは別段問題はありません。よろしくお願いします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>ありがとうございます。次にチェックシートの説明に参ります。資料のNo.1をご覧ください。今月のチェックシートが1ページから2ページでございます。こちら、全ての項目に該当のないことが許可の条件となっておりますが、全ての項目に該当しておりません。許可を出す分に問題がないということを確認いたしております。 事務局からは以上となります。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。事務局の報告にあるように許可との結論でございます。皆さんの中で何かあればご発言いただきます。</p>
<p>18番 (財津政美)</p>	<p>いいですか。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。財津政美委員。</p>
<p>18番 (財津政美) 調査委員 (江藤義幸)</p>	<p>28番の〇さんですが、何を作ると言っていましたか。営農計画書で。 葉物と言っていましたね。野菜です。</p>

<p>18番 (財津政美)</p>	<p>農地に産廃を捨てに来るのではないですか。砂利やら。それでどんどん埋めていくのではないかと。手前からずっと○さんの土地ですよね。野菜を作るといっても、もう○さんの土地になれば埋めても何も言いようがないですよね。</p>
<p>調査委員 (江藤義幸)</p>	<p>会社の方と一緒に2人で面談に来られて、取りあえず葉物をつくるということで、経過観察をしていかないといけない議案じゃないかと思います。ですが、今の状態は、昔ブドウを作っていたとのことで、ワイヤーやハウスの鉄骨などをまだ残っております。それを片づけて耕作するというので、あまりこちらからですね、転用してくれとか言う必要もないしですね。本人に、あとは任すしかないのかなと思っております。以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>18番 (財津政美)</p>	<p>はい</p>
<p>調査委員 (江藤義幸)</p>	<p>ここはですね、ちょっと谷になっておりましてですね、非常に大雨が降ると水のたまり場になるような感じのところ。小屋があって、その右側にはハウスのまだ残骸があるんですけど、その左はですね、支柱が見える所はワイヤーが張っているという所ですね。ブドウ棚。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。はい。横田委員。</p>
<p>3番 (横田秀喜)</p>	<p>3番横田です。営農計画書が出ていると思うんですけど。どういう葉物をつくるんですか。</p>

<p>調査委員 (江藤義幸)</p>	<p>個人の人ではですね、どうのこうのできるようなところではないです。個人で。横に会社があるから、その重機を使って片づけるとは、言っておりました。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>事務局からですが、一応こちらで作るとしていたものはですね、白菜を一応作るように計画をしております。○さんからは白菜を作るということでした。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>一応そういうふうで、白菜ということでございますが、ほかに、何かございますか。諫山委員。何かございますか。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>はい、諫山です。地元の委員として一緒に話を聞くはずやったんですけど、私ちょっと用事が出来て、当日行かれなかったんですけど、前はぶどう棚で未だに前の線が張ったりはしております。○さんの重機等があれば、その片づけ等はできると思うんですけどね。ひとつ懸念されることといえば、○の土場との続きになりますから、そこはやっぱし今から見ていかなければいけないかなと。自分も地元ですので時折見ながら、また本人と話しながらしていきたいと思っております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。よろしく願いいたしたいと思います。何かほかにございませんか。</p> <p>はい、なかったらですね。この件につきましては別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。ご承認いただけますか。ご賛同の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、第1号議案を原案どおり決定いたしました。</p>

<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>引き続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の件、1件でございます。事務局説明のほうをお願いいたします。</p> <p>それでは議案4ページ、議案第2号農地法第4条についてです。今月は1件申請がありました。番号8、大字高瀬〇で、地目は、台帳は畑、現況は雑種地、面積が389㎡の第2種農地です。申請人は日田市内河町の〇さんです。すでに進入路及び資材置場として利用しているものの許可を受けていなかったため、申請するものです。追認案件ですので、始末書を聴取いたします。場所のご説明です。赤く丸をしているところが申請地です。大字高瀬ではございますが、かなり前津江方面に進んでいったところで、位置関係とすれば、〇や〇さんはこういったところであって、ずっと入っていったところですよ。航空写真で見るとこのようになっております。この赤いところが申請地です。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。この写真を撮っているのが、この画面でいうと、下のところですね、道がこういう形で入ってしまっていて、ここから入るための進入路という形になります。ただ389㎡の進入路だとかなり大きなところなので、どのような使い方をするのかを伺ったところ、手前のこの部分ですね、写真で見ると、画面の右下になる部分、このあたりは仕事の都合で、資材が置かれていくことがあるということです。〇さんですね、〇さんを経営されておりますのでそういった木材関連のものが置かれていくという使い方を既にされているということです。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p>
<p>調査委員 (江藤義幸)</p>	<p>追認案件ではありますが、許可相当だと考えております。以上です。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>ありがとうございました。それではチェックシートについてです。チェックシートは資料No.1の3ページと4ページです。全ての項目に該当しないことが許可の要件となりますが、書類審査や現地調査で該当しないことを確認出来ております。私からは以上です。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように、4ページの1件は、追認、始末書ということでございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思えます。よろしいですか。</p> <p>なければですね、この件につきましては別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成ですので議案第2号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>続きまして5ページですね、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の件、3件でございます。事務局説明のほうをお願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい、議案書5ページ、議案第3号の農地法第5条についてです。今月は3件申請がありました。</p> <p>番号25、三本松新町〇と〇で、地目は、どちらも台帳は田、現況は畑、面積が合計で998㎡の第3種農地です。譲渡人は、日田市玉川町の〇さんで、譲受人は日田市城町2丁目の〇さんです。申請地を譲り受け、宅地分譲用地4区画として利用したいとのことでの申請です。場所が、〇さんからですね、JRの線路のほうに入っていった赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。現況はこのような様子になっております。</p> <p>続いて番号26です。大字小山〇、地目は台帳現況ともに畑で、面積が265㎡の第2種農地です。譲渡人は日田市吹上町の〇さんで、譲受人は日田市内河町の〇さんです。申請地を譲り受け、駐車場及び家庭菜園として利用したいとのことでの申請です。場所のご説明です。石井小学校から〇などがあるほうへ進んでいきまして、赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのような形になっております。こちらのお家が譲受人の方のお</p>

	<p>家です。こちらが申請地です。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。利用計画図を見ますと、お家に近いほうですね、ここに車2台分の駐車スペースを設けて、手前のほうには、家庭菜園や余り大きくない、置くだけの倉庫を置いたりするということになっております。</p> <p>1 ページめくっていただきまして、番号27ですね。大字高瀬〇で、地目が台帳、現況ともに畑、面積が177㎡の第2種農地です。場所は先ほど4条でご審議いただいたところの隣の土地ということになります。譲渡人は、日田市南部町の〇さんで、譲受人は日田市内河町の〇さんです。申請地を譲り受け、自身が営む〇の駐車場として利用したいとのことでの申請です。場所は、先ほどと同じですね、〇さんや〇さんがこういったところがありまして、赤く丸をしているところです。こちらが航空写真です。黄色で示しておりますのが4条のほうでご承認いただいたところで、赤く示しているところ、今回ご審議いただく5条の案件の分です。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見いただきたいと思っております。</p> <p>27番ですね、第4号議案の8番と関係しているところがございますが、ここは、進入路が広がったんですけど、トラックを2台停めるということで、この石垣に少し段差がありますが、そこにスロープをつくり、トラックの駐車場にしたいということで、調査委員会でも、考慮した結果、許可相当ではないかと考えております。以上です。</p> <p>ありがとうございました。それでは、チェックシートについてです。チェックシートは、資料No.1の5ページと6ページです。全ての項目に該当しないことが許可の条件です。こちらにつきましても、書類審査や現地調査で該当しないこと確認出来ております。私からは以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように問題はないというような意向でございます。皆さんの中で何かあればご発言いただきたいと思っております。ありませんか。</p>
<p>調査委員 (江藤義幸)</p>	
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	
<p>議 長 (石井照久)</p>	

	<p>なければですね、この件につきましては別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項に各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は、原案どおり許可相当といたします。</p> <p>江藤委員、これで終了でございます。一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員 (江藤義幸)</p>	<p>短時間でありましたけど、何とか務めさせていただきました。皆さん、ありがとうございました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>続きまして7ページですね。議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、新規38件、再設定15件、解除条件付2件、中間管理事業一括方式新規5件、解約4件でございます。その前に議事参与の方がおられますので退出をお願いしたいと思います。○番の○委員、○番○委員、○番○委員、○番○委員の4名の方々の退出をお願いしたいと思います。</p> <p>(○委員、○委員、○委員、○委員、退席)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それではですね。退出されました4名の方々の先にしたいと思います。○ページですね、No.○の借り手が○、○ページのNo.○、借り手が○、○ページの○番、貸し手が○、○ページの○番、借り手が○の4件でござ</p>

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>推進委員 (小山一善)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ございます。これに関しまして、よろしいでしょうか。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>(○委員、○委員、○委員、○委員、着席)</p> <p>本案件はですね、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼され、また本市の基本構想に適合するとともに、権利者が経営地の全てを効率的に利用し、必要な農作業を常時従事するものとして作成されたものです。それぞれですね、委員の方々のエリアにおいて、ご確認をお願いいたします。問題があれば、挙手してご発言願いたいと思います。</p> <p>小山委員、どうぞ。</p> <p>はい。女子畑の件、○さんがトータルしてみたら、約7haほど借りて耕作するということでございます。この女子畑は地元の高瀬委員がおりますが、一昨年 of 豪雨で水路が陥没して、水がこなくて、大変な目にあって、なかなか工事するにも入札をしても、入札に建築業者が来なくて入札が出来ないという状況で、その中で水田を畑として7haほどを借り受けるという○さんでございますが、これは何を耕作するんですか。これだけの面積だとかんしょぐらいしかないかなあと思っているんですけど。何か、わかりますか。</p> <p>事務局、お願いいたします。</p>
--	---

<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>この〇さんにつきましては、大豆を作るというふう聞いております。こちらの貸し借りは、西部振興局の生産流通部というところが間に入っておるんですけども、まさに水田畑地化の担当部署なんですけども、その説明によりますとこの大豆の生産については、昨年度もある程度この一帯利用権設定を行っておりまして、そこでできました大豆に関して品評会というか、奨励会などで、賞もとったこともあるようで、県としても相当期待をしているという話を伺っております。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>小山委員、よろしいですか。</p>
<p>推進委員 (小山一善)</p>	<p>はい。それだけの面積であれば、それに見合うだけのやっぱりある程度の大型機械がないと、大豆もなかなか収穫が難しいと思うんですけども、県のほうから助成なんか受けて、機械か何か導入しましたか。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>県のほうから直接の機械をどのくらい導入、どのくらいの助成という話までは、こちらのほうも受けてはいないんですけども、市の中の農業再生協議会ですね、そちらの直接支払いの交付金などの心配は相当県もしておるようで、そこを農業再生協議会と協議をしながら、どのくらいの交付金が出るかとかそういったものを確認しながら、できる範囲でこの手続をされたというところでございます。</p>
<p>推進委員 (小山一善)</p>	<p>契約は1年ということで、いつ水田で復帰するか、わからない中でね、〇さんが有効にそういうふう、大豆、小麦、とうもろこし等が大変な状況の中でね、少しでもそれに貢献できるのは本当にありがたいなと思って、感謝の気持ちでいっぱいです。以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。ほかに何かございませんか。</p>

	<p>はい、なければですね。計画要請の内容を別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。ご意見が他になかったら、ご承認いただけませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。承認いたします。</p> <p>それでは39ページですね。議案第5号、現況証明書、非農地証明書の発行についてです。5件でございます。事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>それでは、議案書の39ページから、議案第5号現況証明書の発行についてご説明いたします。</p> <p>まず、21番からです。大山町東大山の〇と〇で、登記地目は畑、現況は山林、面積が合計1,466㎡です。申請人は東大山の〇さん、申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準5、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているものに該当するものです。場所ですが、〇の東側、高取の集落ですね、こちらの南側の山の中になります。航空写真で見ますとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。こちら平成13年の航空写真を確認したところ、既に植林はされておりましたので、20年の要件を満たしていることとなります。</p> <p>続いて22番、同じく大山町東大山〇と〇で、登記地目は畑、現況は山林、面積が合計2,441㎡です。申請人は東大山の〇さん、申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準5、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているものに該当するものです。場所ですが、先ほどの21番の議案と同様高取の集落の南の山の中にあります。こちらが航空写真で、字図ですが、先ほどの21番の案件が、青で囲んでいるところ、そして今回の22番が赤で囲んでおります。現在の状況はこのようになっております。</p> <p>では、次に議案書40ページに行きまして、23番、天瀬町赤岩の〇と〇で、登記地目は、いずれも畑で、現</p>

<p>推進委員 (矢羽田市夫)</p>	<p>況は○が原野、○を山林としております。面積合計で1,911㎡です。申請人は別府市の○さん、申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所ですが、○が天瀬の駐在所の南側、ここは昔○があったところの裏手になります。こちらが○ですね、こちらもこの間まで営業していた○の裏側になります。こちらが航空写真です。こちらが○の字図と、こちら現在の状況です。続きまして、○の字図です。こちらが現在の状況です。</p> <p>続きまして24番、東有田の○です。登記地目が畑、現況は山林、面積が917㎡で、申請人が諸留町の○さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所は、有田小学校の南東側、○の東に広がる山の中にあります。こちらが航空写真です。こちらが字図です。現在の状況は、このようになっております。</p> <p>最後41ページに行きまして、25番、三和○で、登記地目は畑、現況は宅地、面積は147㎡です。申請人は福岡県の○さん、申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準5、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっているものが明白であるもので、各種要件を満たしているものに該当するものです。場所は天神町の○の裏、国道212号の旧道をですね、川を挟んで向かい側にあります。こちらが航空写真です。こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。かなり近づいて下のほうから見たら居住用の住宅であるように見て取れます。こちら平成13年の航空写真を確認したところ既にもう同様の建物が建っていましたので、20年の要件を満たしていることとなります。</p> <p>以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんからご意見をいただこうと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>推進委員の矢羽田です。21番と22番はですね、もう既に杉が植林してあり、畑に戻すことは出来ない状況でございました。以上です。</p>
-------------------------	---

<p>推進委員 (河津正徳)</p>	<p>中川地区推進委員の河津です。23番の2筆の案件ですが、急勾配のある傾斜地にありまして、農地として復元するのは、困難だと思います。</p>
<p>推進委員 (小山一善)</p>	<p>はい。小山です。現地に23日行ったんですけど、ご覧のように柑橘か何かわからないですけど2本植わっていたんですけども、あと、竹林で荒れ放題ということで、行くのにも大変道も狭い中行ったんですけど、ぜひこれはもう非農地ということで証明を発行していただきたいと思います。以上です。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>はい、農地委員の諫山です。25番ですけど、もう築25年、20年以上ということも、自分が何か小さい頃から建つとったような気がします。現況に合わせてということで、問題ないと思います。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>ありがとうございました。事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。 議案第5号現況証明書非農地証明書の発行につきまして、この件に関しまして何かございますか。ありませんか。それではですね、現況証明書を発行してよろしいでしょうか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それではですね、現況証明書非農地証明書を発行いたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>次に、議案第6号42ページでございます。別段面積1a等の適用指定申請の件1件でございます。事務局、説明のほうをお願いいたします。</p>

<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>それでは、私のほうから説明いたします。別段面積の適用指定申請について、農地法3条許可の25aの耕作面積の例外として、空き家バンクに登録している場合、これに付随する農地については面積に関係なく、3条申請ができるものですが、これが今月1件出ております。</p> <p>議案書の42ページ、番号1番になります。対象農地は大字花月〇、申請者は清岸寺町の〇さんです。場所は、〇から県道日田山国線を山国方向へ少し進んだところになります。こちら、赤で囲んでいるところになります。航空写真はこのようになっております。続きまして、こちらが字図です。赤で囲んでいる部分が、対象農地となります。そして、緑で囲んでいる部分が、空き家バンクに登録している家屋が建っている土地となります。続きまして、こちらが現況写真となります。こちら赤で囲んでいる部分が、対象農地になっております。農地の向こう側にある矢印のところの家屋が、今回、空き家バンクに登録して購入する建物となっております。建物のすぐ裏が農地になっているという形です。別段面積の適用指定申請は、以上1件となります。適用指定の流れについては、資料No.1のチェックシートの最後のページに載せております。現地の状況につきましては、地区の推進委員である中島委員に立ち会っていただき、確認をさせていただいております。事務局からの説明は以上となります。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。別段面積1a等の適用指定申請の件でございます。この件につきまして何かご質問ある方おられますか。ございませんか。</p> <p>はい、それではですね、別段面積の適用指定申請の件を受け付けたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>申請を受け付けたいと思います。</p> <p>続きまして、43ページ議案第7号、6月調査委員の選任についてでございます。日田市農業委員会委員の現</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>地調査実施要綱第3条の規定に基づき、選任するものでございます。私からの指名でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、それではですね、6月調査員の選任でございます。5番左原三枝子委員、8番飯田隆委員、13番財津満寿光委員の3名の方に、お願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、6番、報告です。事務局、説明をお願いします。</p> <p>報告第1号 農地法第4条許可処分の取消について 報告第2号 農地法施行規則第53条第1項第14号該当による届出の件</p> <p>7番、その他</p> <p>(1) 6月現地調査 日 時 6月23日(木) 午前9時～ ※ 調査委員</p> <p>(3) 6月調査委員会 日 時 6月28日(火) 午前9時～ ※ 会長、副会長、調査委員</p> <p>(4) 6月定例総会 日 時 7月8日(金) 午後2時～ 会 場 7階 大会議室</p>
-----------------------	---

(5) 行事日程

6月20日(月) 役員会

6月22日(水) 常設審議委員会(大分市)

6月24日(金) ウーマンアグリネットおおいた通常総会(別府市)

(6) その他 ・「5月分農業委員会活動記録簿」の提出日

・「5月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和4年7月8日

議 長 会 長

署 名 委 員 2 番

署 名 委 員 1 9 番